

2016東住吉区民フェスティバル 出店募集要項



東住吉区民フェスティバル実行委員会

2016東住吉区民フェスティバル 出店募集について

申込準備

飲食出店の応募にあたっては、露店による出店となり、提供できる品目に制限がありますので、予定している取扱食品や作業内容等に関して必ず事前に所轄保健所又は保健福祉センターへ確認してください。

- ・大阪市保健所南東部生活衛生監視事務所
阿倍野区旭町 1-2-7-1000 あべのメディックス 10F
TEL：06-6647-0723（平日9：00～17：30まで）
- ・東住吉区保健福祉センター（保健担当 生活環境グループ）
東住吉区東田辺 1-13-4
TEL：06-4399-9973（平日9：00～17：30まで）

応募申込

申込期間：平成28年6月1日(水)9:00～6月30日(木)17:00まで(必着)

提出書類：以下2点を、実行委員会事務局へ持参または郵送にてお申込みください。

- ① 「2016東住吉区民フェスティバル」 出店申込書
- ② 誓約書

- ・ 出店申込にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・ 提出された書類は返却致しません。
- ・ 提出された書類に虚偽の記載があった場合、申込みを無効とします。

■申込み先■

東住吉区民フェスティバル実行委員会事務局

一般財団法人大阪市コミュニティ協会東住吉区支部協議会
住所：東住吉区東田辺 1-16-20 中小企業会館 2階
電話：6115-8236 FAX：6115-8260

東住吉区役所区民企画課

住所：東住吉区東田辺 1-13-4（区役所5階）
電話：4399-9970 FAX：6629-4564

審査

- ・ 提出された書類により、主催者が審査いたします。
- ・ 審査の公平性を阻害するような行為をした応募者は失格とします。

審査結果通知

時期：平成28年7月下旬まで

- ・ 全ての応募者に審査結果をお知らせします。
- ・ 審査内容及び結果に対する問い合わせ、異議については一切応じられません。

出店者説明会

開催日時：平成28年8月中（予定）

- ・ 審査通過者に対して、結果通知とともに案内します。
- ・ 出店にかかる注意事項、手続きなどの説明を行いますので、可能な限り出席して下さい。

2016東住吉区民フェスティバル
平成28年(2016年)10月16日(日)
長居公園 自由広場

(目的)

- ◎子どもから大人まで誰もが気軽に参加できる (世代間交流)
- ◎区民同士の交流を図る (地域交流)
- ◎より賑わい、楽しい区フェスに (地域活性)

出店にあたっての基本事項

- ◆ 応募資格
区民フェスティバルの趣旨を理解し、東住吉区内で活動されている団体やグループ、営業されている法人または個人事業者
- ◆ 区民フェスティバル開催日時
平成28年(2016年)10月16日(日)
9:00~16:00(予定であり、準備と撤収時間等含む) 少雨決行
- ◆ 出店場所
長居公園 自由広場内
最寄駅:地下鉄 御堂筋線「長居」駅
※テントの配置は主催者が決定します。
- ◆ 出店料
飲食・物販 1ブース20,000円(税込)
- ◆ ブースの仕様
1ブースの大きさはW5.4m×D3.6mの白テント
つぎの設備は、主催者が用意します。
① 長テーブル(W180cm×D45cm) 6卓まで
② パイプ椅子 10脚まで
③ 店名看板 1枚(文字表記のみ)
※自動車による出店はできません。
- ◆ 募集期間
日 程:平成28年6月1日(水)から 6月30日(木)までの平日
受付時間:9:00~17:00
- ◆ 申込み方法
 - ・ 別紙「出店申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入のうえ、事務局まで持参または郵送でお申し込ください。
 - ・ 「出店申込書」等は、東住吉区役所ホームページまたは、コミュニティ協会東住吉区支部協議会ホームページからフォーマットをダウンロードいただけます。

◆ 審査

- ・ 提出された書類により、主催者が審査し、その結果を平成28年7月下旬までに申込者あてお知らせします。なお、審査にあたり、必要に応じて問い合わせを行う場合があります。
- ・ 審査内容及び結果についての問い合わせ及び異議については、一切お答えすることができません。

◆ 出店決定後のなぐれ

- ・ 8月に開催（予定）の出店者説明会において出店料をご請求します。指定の口座に振り込むか、実行委員会事務局（コミュニティ協会）まで持参ください。
- ・ 出店料入金後は返金できませんので、ご了承ください。
- ・ 指定する期限までに出店料の入金がない場合は出店を無効とします。

◆ 出店条件等

1. 基本的な条件

- (1) 区民フェスティバルの趣旨を理解し、賛同していただけること。
- (2) 準備・開店時間、搬入・搬出方法等について主催者の指示に従うこと。
- (3) 宗教活動、政治活動などを行わないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱等により、暴力団関係ならびに公序良俗に反するおそれがあると認められる団体または個人でないこと。出店決定後に判明した場合は、即時、出店を取り消します。

2. 物品や食品の販売について

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の提示、提供または販売を行わないこと。
- (2) 飲食出店の応募にあたっては、露店による出店となることから、取扱食品や作業内容等に関して必ず事前に所轄保健所又は保健福祉センターまで確認を行ってください。
 - ・ 大阪市保健所南東部生活衛生監視事務所
阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメディックス 10F
TEL：06-6647-0723（平日9：00～17：30まで）
 - ・ 東住吉区保健福祉センター（保健担当 生活環境グループ）
東住吉区東田辺1-13-4
TEL：06-4399-9973（平日9：00～17：30まで）
- (3) 出店内容によっては、保健所や消防署等の指導・調整により、販売や提供ができない場合があります。
- (4) 取扱食品や調理方法等によって、所轄保健所に臨時出店の届出が必要になります。（対象となる出店者は所定の様式にて、取扱食品や作業内容、担当者連絡先等の必要事項を記入いただいたうえで、事務局まで提出いただきます。）
- (5) 酒類を販売する場合は、所轄税務署へお問合わせください。
- (6) 販売する物品・飲食物は、主催者が事前に承認したものに限り、承認内容と違う方法で販売した場合は、販売を中止いただくことがあります。
- (7) 販売価格は、原材料、市場価格等を考慮し、来場者が購入しやすい価格設定をお願いいたします。
- (8) 火気の使用には制限があります。特に炭の使用は認められません。
- (9) 取り扱える食品は、原則として客に提供する直前に加熱した食品のみです（かき氷は除く）。また次のような行為は、露店ではできません。
 - ① さしみ、すし、米飯類（おにぎり、肉巻きおにぎり、カレーライス等）、弁当類、調理パン（サンドイッチ、ハンバーガー等）の調製

- ② アイスクリーム類の小分け販売
 - ③ クリーム類（生クリーム、カスタードクリーム、アイスクリーム類など）を使用した食品の調理加工
 - ④ 飲料のコップ販売において、既製の飲料をドリンクディスペンサー等他の販売用容器に移しかえること、氷を加えること、水で希釈すること、2種以上の飲料を混合すること
 - ⑤ 鮮魚や食肉、牛乳の販売
 - ⑥ 原材料の一次加工（たこ焼きのたこを切るなど）
- ※既製品の販売を行う場合、製造施設に営業許可が必要となる場合があるため、事前に所轄保健所又は保健福祉センターまで確認を行ってください。

3. 出店設備等について

- (1)電源設備は1ブースあたり 1.5kw までです。ホットプレートなどを使用される場合は、容量にご注意下さい。また、発電機は持ち込みできません。
- (2)ガス設備はありません。必要な場合は出店者において用意してください。
- (3)食器・器具類の片づけ（洗浄）用の簡易な水道設備は主催者が用意しますが、飲料用ではありません。飲用または調理用の水は出店者において用意してください。
- (4)出店者用の駐車場は別途ご案内します。（有料）

4. 衛生管理・原状回復について

- (1)衛生管理には十分注意を払い、消毒液等で定期的に手などの消毒をお願いします。
- (2)油等で出店スペースを汚してしまう可能性がある場合は、ブルーシート等で養生など防止措置を講じてください。
- (3)イベント終了後は、出店スペースの原状回復を行ってください。飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。
- (4)出店者の責（利用者も含む）により施設・設備をき損もしくは滅失した場合は、原状回復を行ってください。

5. 出店者の責任・保証について

- (1)食品の取り扱いについて、食品衛生法及び関連法令の法規規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。
万一、事故等が発生した場合、速やかに事務局に報告し、出店者自らの責任と費用をもって、購入者等の健康と安全を最優先に対応してください。
- (2)従事者の保険などについては、出店者の責任において対応してください。
- (3)保健所、警察、消防などの指導に従ってください。
- (4)出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うものとし、不慮の事態の場合は事務局と協議のうえ対応してください。
- (5)出店商品・現金その他持ち込み物品などの管理、保護については出店者自らの責任とし、盗難・紛失・損傷・破損・災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- (6)混雑時は出店者が利用者の誘導整理を行い、動線の確保に努めてください。
- (7)発生したごみ等については、事務局の指導に沿って適切に処理してください。
- (8)食器・器具類の片づけ（洗浄）は、主催者が指定する場所で行ってください。

6. 禁止事項

- (1)周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為
- (2)拡声器、マイクなどによる宣伝
- (3)指定されたブース以外での販売、及び看板等の設置

7. その他

- (1) 出店条件を逸脱するような行為が見受けられる場合、事務局から指導させていただきます。指導に従っていただけないときは即時閉店いただきます。その際、いかなる場合においても出店料の返金はありません。
- (2) 雨天の場合は、プログラムの内容を中止・または一部変更・縮小して開催する場合があります。雨天で中止した場合の出店料の取り扱いは出店者説明会でご案内します。
- (4) 主催者の都合により中止する場合は、出店料の全額を返金します。
- (5) エリア内に、飲食に利用できるスペースを一部設ける予定です。

■問合せ・申込み先

東住吉区民フェスティバル実行委員会事務局

一般財団法人大阪市コミュニティ協会東住吉区支部協議会

住所：東住吉区東田辺 1-16-20 中小企業会館 2 階

電話：6115-8236 FAX：6115-8260

東住吉区役所区民企画課（区役所 5 階）

住所：東住吉区東田辺 1-13-4

電話：4399-9970 FAX：6629-4564